

# 社会福祉法人慈雲会特別養護老人ホーム愛敬苑 夜間勤務規程

## 第一章 総則

### 第1条(目的)

この規程は、社会福祉法人慈雲会特別養護老人ホーム愛敬苑(以下「施設」という。)における夜間勤務の円滑な運営と利用者の安全確保を目的とする。

### 第2条(定義)

この規程において、以下の用語を次のように定義する。

- **夜間勤務**: 午後 10 時から翌午前 7 時までの勤務
- **夜間勤務者**: 夜間勤務に従事する職員

## 第二章 夜間勤務体制

### 第3条(夜間勤務体制)

施設は、夜間勤務者として、次に掲げる職員を配置する。

- 介護職員

### 第4条(夜間勤務者の配置基準)

夜間勤務者の配置基準は、次のとおりとする。

- 介護職員: 利用者 20.人に対し、介護職員 1 人を配置する。
- 看護職員: 緊急時の対応を行う体制とする。

### 第5条(夜間勤務者の勤務時間)

夜間勤務者の勤務時間は、9時間とする。

### 第6条(休憩時間)

夜間勤務者は、勤務時間中に1時間以上の休憩時間を確保するものとする。

### **第三章 夜間勤務者の職務**

#### **第 7 条(職務内容)**

夜間勤務者の職務内容は、次のとおりとする。

- 利用者の健康状態の観察及び記録
- 利用者の食事介助
- 利用者の排泄介助
- 利用者の入浴介助
- 利用者の夜間対応
- その他、施設長が必要と認める業務

#### **第 8 条(夜間巡視)**

夜間勤務者は、定期的に利用者の部屋を巡視し、利用者の安全を確認するものとする。巡視の頻度は、利用者の状態等に応じて、施設長が定めるものとする。

#### **第 9 条(緊急時の対応)**

夜間勤務者は、利用者に緊急事態が発生した場合、速やかに対応するものとする。緊急時の対応手順は、施設長が定めるものとする。

### **第四章 勤務上の注意事項**

#### **第 10 条(勤務中の禁止事項)**

夜間勤務者は、勤務中に次のことを行ってはならない。

- 私用電話の使用
- 私用のインターネット利用
- 睡眠
- 無断離席
- その他、職務に支障をきたす行為

#### **第 11 条(事故防止)**

夜間勤務者は、事故防止に努め、安全に勤務するものとする。

#### **第 12 条(報告・連絡・相談)**

夜間勤務者は、勤務中に異常を発見した場合、速やかに施設長に報告・連絡・相談するものとする。

### **第五章 その他**

#### **第 13 条(規程の変更)**

施設長は、必要に応じて、この規程を変更することができる。

#### **第 14 条(施行期日)**

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

#### **附則第 1 条(経過措置)**

この規程の施行前に夜間勤務に従事していた職員については、この規程施行後 3 ヶ月間、この規程の定めに従って勤務するものとする。

#### **附則第 2 条(関係規定の廃止)**

この規程の施行に伴い、次の規定を廃止する。

- 社会福祉法人慈雲会特別養護老人ホーム愛敬苑 夜間勤務に関する基本方針

#### **附則第 3 条(委任規定)**

この規程の施行に関する事務は、施設長が委任する。

#### **変更点**

- 夜間勤務の定義を「午後 9 時から翌午前 9 時」から「午後 10 時から翌午前 7 時」に変更しました。

**休憩時間を明記しました。**

夜間勤務は長時間労働になりがちであり、疲労蓄積による事故や健康被害を防ぐために、休憩時間を設けることが重要です。

- **夜間巡視の頻度を施設長が定めるものとししました。**